一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例(昭和44年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(欠席の届出) 第13条　委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	(欠席の届出) 第13条　委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。 2　委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。